

履歴外部提供に「拒否権」

個人のネット利用 運営者に対応義務

総務省検討

総務省はターゲットイン
グ広告など利用者のデー
タ提供に関するルール整
備に乗り出す。ネットの
閲覧履歴のデータが第三
者に提供される状況を利
用者が止める仕組みをサ
イト運営者に義務付け
る。閲覧データを分析す

る業者や広告配信業者は
現在の仕組みでの展開は
難しくなり、ネット広告
のビジネスモデルの転換
につながる可能性があ
る。(関連記事5面に)

が加速している。日本で
も利用者の意見を反映し
やすいルールを作り、国
際水準に近づける。
ウェブサイトが訪問者
情報を保存する「サード
パーティークッキー」や
スマートフォンアプリ
内の情報収集機能といっ

た追跡技術を巡り、サイ
トの運営元でない第三者
の広告会社などにデータ
が渡るルールを整える。
旅行サイトの閲覧履歴か
ら関連広告が表示される
など精度の高い広告手法
として使われるが「好み
などが追跡されている」

と感じる消費者もいた。
電気通信事業法や指針
などの改正を視野に12月
に具体策の検討に入る。
今は事前同意の明確なル
ールはない。同意を得ず
提供する企業の多さも考
慮し、事後にデータ提供
を拒める仕組みをサイ
トに設けることも義務付
け、利用者が拒否権を発
動できるようにする。
新ルールの対象はサイ
トを持つ事業者のほとん
どで、第三者に送らず、
自社のサービス向上に使
う場合は対象外にする。